



中小企業・小規模事業者のための

働き方改革推進支援セミナー

2019年4月1日より働き方改革関連法が順次施行されます。法改正に伴う課題解決にむけたセミナーを開催いたしますので、会員の皆様、奮ってご参加ください。

日時：平成31年1月21日(月) 14:00～

会場：秩父市 秩父地場産センター 5階 経営研修室 (秩父市宮側町 1-7)

講師：埼玉働き方改革推進支援センター専門家相談員

社会保険労務士 **渡邊 智** (わたなべあきら)氏

受講料：無 料

本セミナーでは、働き方改革関連法の主要ポイントをわかりやすく解説します。

— 働き方改革関連法の主なポイント —

ポイント① 時間外労働の上限規制が導入されます

(施行 2019年4月1日～ ※中小企業は 2020年4月1日～)

- ◆時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

ポイント② 年次有給休暇の確実な取得が必要です

(施行 2019年4月1日～)

- ◆使用者は、10日以上^の年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

ポイント③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

(施行 2020年4月1日～ ※中小企業は 2021年4月1日～)

- ◆同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

主

催

西秩父商工会 荒川商工会 秩父商工会議所

働き方改革推進支援セミナー 参加申込書

事業所名：

参加者名：

西秩父商工会 平成31年1月18日(金)までに電話またはFAXにてお申込み下さい。
会員の皆様へ 西秩父商工会(電話)75-1381 (FAX)75-1382